

学校給食非喫食者への支援について

1 趣旨

小学校給食費の実質無償化における公平性を担保するため、学校給食の全部を喫食していない児童の保護者に対し、食材費相当額を基本とした支援を行う。

2 支給対象者

次の要件をすべて満たす場合に、給付の対象とする。ただし、生活保護法による教育扶助対象者及び要保護児童生徒援助費補助対象者に係る児童については、本制度の対象外とする。

- (1) 市立小学校に在籍する児童の保護者等であること。
- (2) 次のいずれかの理由により学校給食を完全に停止していること。
 - ア 重度のアレルギーその他の疾患
 - イ 不登校
 - ウ 宗教上の理由
 - エ その他市長がやむを得ないと認める理由
- (3) 30回以上、給食を喫食していないこと。

3 給付額及び財政影響

- (1) 給付額
 - 1 食単価（330 円）× 非喫食回数
- (2) 財政影響（見込み）
 - ア 対象者数（推計）
約 100 人
 - イ 年間給付額（試算）
 - ・平均非喫食回数：196 回（年間を通じて喫食しない場合の見込み）
 - ・年間必要額：約 6,468 千円（330 円×100 人×196 回）
 - ウ 財源
給食費負担軽減交付金（国 1/2、県 1/2）等

4 今後のスケジュール（予定）

令和 8 年	6 月	文教厚生委員会へ報告
	7 月	交付要綱策定
	3 月	交付決定・支給